

1 教育基本計画策定の趣旨

核家族化、少子・高齢化の進行や国際化・情報化の目覚ましい進展など、社会のあらゆる面が大きく変化し、地域社会では人と人とのつながりが薄れ、社会性や協調性、倫理観、正義感の育成といった社会生活を送る上での基本的な生活規範が失われつつあります。また、子どもたちの*不登校やいじめ、その他の問題行動や少年犯罪の凶悪化も目立ってきています。さらには、大人も子どもも様々な情報を瞬時に手に入れることができるようになったことで、選択の幅が広がり日常生活にも変化が現れています。

このような中で、子どもたち一人一人が社会の変化に適切に対応し、自分の力で未来をたくましく切り開いていくためには、他人への思いやりなどの豊かな人間性を育て、生涯にわたって自分で学ぶ意欲の高揚など*生きる力を身に付け、広い視野から社会の発展に貢献していくことができる人材を育成していくことが求められています。

平成17年10月に1市3町1村が合併し、新「佐賀市」が誕生しました。新市建設計画では、将来の都市像を「個性と英知で磨き上げる田園都市 佐賀市」と掲げ、「地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現」、「地域で安心して生活できる社会の実現」、「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」、「個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現」を政策展開の基本方向として設定しています。

教育についても、地方分権の時代を迎え、自己決定・自己責任のもとに*権限委譲や国の関与の縮減によって、迅速かつ総合的な行政や地域の個性を生かした多様な施策の展開が容易になり、柔軟で効率的な施策を展開しやすい状況になっています。

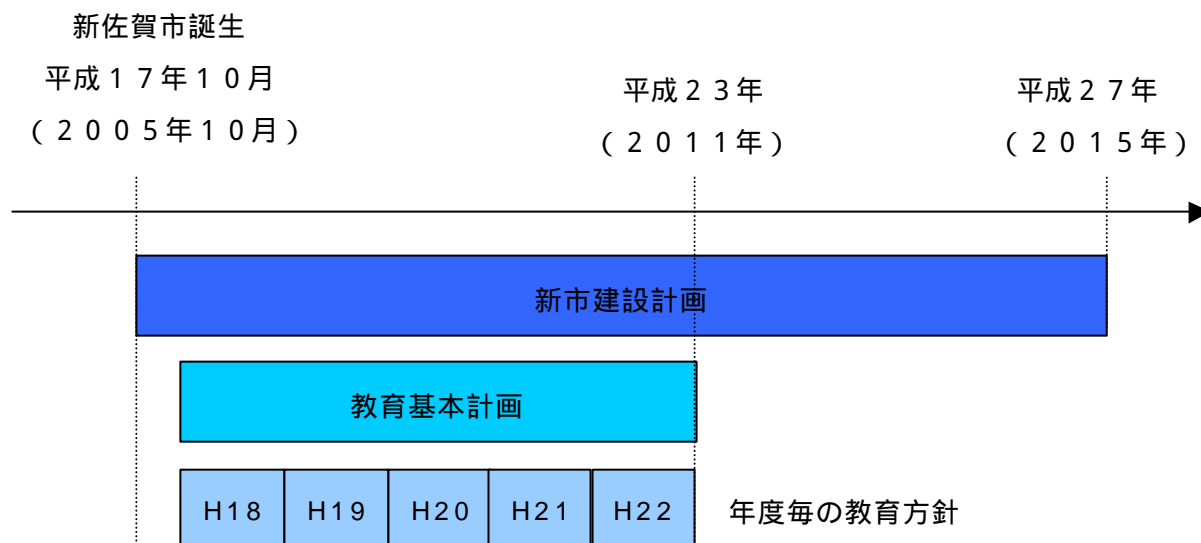
そこで、佐賀市ならではの教育の施策を進めていくためには、社会情勢の変化に迅速に対応していくことはもちろんのこと、0歳から義務教育修了時の15歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中長期的な視点で教育の方向性を定める必要があります。

これらのことを踏まえて、本市教育委員会においては、佐賀市における中期的（5年間）な教育基本計画を制定し、この計画に基づいて家庭・学校・地域・行政が一体となって取り組んでいきます。また、社会情勢の変化や教育に対する多様なニーズに迅速に対応するため、この基本計画に基づいた短期的な方針を定め、たうえで施策を実施します。

2 教育基本計画の位置づけ

短期的な教育方針はこの教育基本計画に基づいて年度ごとに実施計画を策定し、毎年度の事業に取り組みます。

また、佐賀市のすべての政策の基本となる新市建設計画や今後策定される佐賀市総合計画を長期的な教育施策の方針とします。



3 対象期間

平成18年度から平成22年度まで（5年）

この計画は、基準年次を平成18年度として、5年間の計画とします。

ただし、佐賀市総合計画（マスタープラン）の方針や社会情勢の変化など、必要に応じて見直します。

4 対象範囲

佐賀市教育委員会は、スポーツ及び文化に関することを市長部局へ委任し、逆に市長の職務権限である保育所の運営等の児童福祉に関することを担当しています。今回の教育基本計画では、スポーツ及び文化に関することについてはこの計画の範囲に含めないこととしますが、教育とスポーツや文化は切り離して考えることはできないと考えています。今後も関係部署との密接な連携を図っていきます。

